

# 住民税(均等割のみ)課税世帯に対する 臨時特別給付金10万円/1世帯)のご案内

- この給付金は、電力・ガス・食料品等の物価高騰による影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に対し、1世帯あたり10万円を給付するものです。(※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用)
- 給付金を受給するためには手続きが必要な場合があります。
- 本給付金は差押禁止等及び非課税対象です。

## 給付金の支給額

▶▶▶ 1世帯あたり **10万円**

## 給付対象と手続きの有無

※1世帯1回限りの支給です。

### 給付対象となる世帯

- 令和5年12月1日時点で上川町に住民登録があり、**令和5年度住民税が均等割のみ課税されている者だけで構成されている世帯もしくは、均等割のみ課税されている者と非課税者で構成されている世帯。**
- 世帯全員が課税者からの扶養を受けている場合は対象となりません。

① 北海道から、低所得世帯臨時特別給付金『1万2千円』を1/29までに世帯主の本人名義で受給した世帯

② ①以外の世帯や世帯員の状況が変わったなど支給要件の確認が必要な世帯

③ 令和5年1月2日以降に上川町へ転入した方もしくは未申告の方がいる世帯

支給のお知らせが届きます。

※原則手続きは不要です

確認書が届きます  
**返送が必要です**

【返送期限】

令和6年6月28日(金)

まで

**申請が必要です**

【申請期限】

令和6年6月28日(金)まで

【申請書配布先】

上川町保健福祉課窓口

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

詳しくは裏面「Ⅲ」へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 本給付金の支給のお知らせが届いた世帯

(北海道からの「令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金『1万2千円』」を世帯主の本人名義で受給した世帯)



- 「本給付金の支給のお知らせ」に記載されている振込口座で給付を希望する場合は 手続き及び連絡をする必要はありません。当該お知らせに記載されている振込日に給付を行います。
- 給付を辞退する場合または振込口座の変更を希望する場合は令和6年3月21日(木)までに下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。

## II 確認書が届いた世帯

(①以外の世帯や世帯員の状況が変わったなど支給要件の確認が必要な世帯)



- 給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ、確認書を同封した返信用封筒により返信してください。

【主な確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと など

## III 申請が必要な世帯

(令和5年1月2日以降に上川町へ転入した方もしくは未申告の方がいる世帯)



- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 支給要件に該当すると思われる場合は、事前に下記問い合わせ先まで連絡をお願いいたします。

※R5.1.2以降の転入者でも課税状況が確認できた方については確認書を送付しています。

！ 虚偽の申請をした場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



### お問い合わせ

上川町役場

保健福祉課介護福祉グループ(福祉係)



01658-2-4055

受付時間 平日8:30~17:15(土日、祝日を除く)